

林業で働くために必要とされる免許・資格

I. 一般的な林業等で使用するもの

1. 伐木等の業務に係る特別教育（小径木）・・・7時間の学科、6時間の実技、学科試験(有)
2. 伐木等の業務に係る特別教育（大径木）・・・8時間の学科、6時間の実技、学科試験(有)
3. 刈払機取扱作業安全衛生教育・・・5時間の学科、1時間の実技、学科試験(有)
4. 森林整備基本研修・・・神奈川県の森林整備業務を行うために必要。5日間の研修後、学科試験(有)
5. 林業作業士（フォレストワーカー）・・・緑の雇用3年間終了後、農林水産省が備える研修終了者名簿に林業作業士（フォレストワーカー）として登録され農林水産大臣より認定される
6. 流域森林管理士・・・国や県の森林整備業務の主任技術者または現場代理人の経験を3年以上要する。4年間に、必要な全ての研修を修了すると流域森林管理士として神奈川県知事より認定される
7. 林業技士・・・実務経験が14年以上必要。レポートを提出し合格後5日間のスクーリング研修。学科試験(有)
8. 技術士・・・森林部門の高度な専門的知識が必要。筆記試験・口述試験（有）（持っている人数は少ない）
9. 普通自動車免許・・・MT車（マニュアル）の免許を取得したほうが良い。学科試験・実技試験(有)
10. 大型自動車免許・・・最大積載量6.5t以上のトラックなどの運転に必要。学科試験・実技試験(有)
11. 大型特殊自動車免許・・・車両系建設機械などを公道で運転するために必要。学科試験・実技試験(有)
12. 車両系建機（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習・・・13時間の学科、25時間の実技、学科試験・実技試験(有)
13. 不整地運搬車運転技能講習・・・7時間の学科、4時間の実技、学科試験・実技試験(有)
14. はい作業従事者に対する安全教育・・・5時間の学科
15. はい作業主任者技能講習・・・はい付け、はいくずしの作業の経験を3年以上要する。12時間の学科、学科試験(有)
16. フォークリフト運転技能講習・・・7時間の学科、24時間の実技、学科試験・実技試験(有)
17. 地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習・・・3年以上の実務経験を要する。17時間の学科、学科試験(有)
18. 木材加工用機械作業主任者技能講習・・・3年以上の実務経験を要する。16時間の学科、学科試験(有)
19. 安全衛生推進者（林）能力向上教育・・・7時間の講習
20. 普通救命講習・・・3時間の講習

II. 木材搬出等で使用するもの

1. 小型移動式クレーン運転技能講習・・・13時間の学科、7時間の実技、学科試験・実技試験(有)
2. 玉掛け技能講習・・・12時間の学科、7時間の実技、学科試験・実技試験(有)
3. 伐木等機械特別教育（ハーベスタ、プロセッサなど）・・・6時間の学科、6時間の実技
4. 走行集材機械特別教育（フォワーダ、小型運搬車など）・・・6時間の学科、6時間の実技
5. 簡易架線集材装置等特別教育・・・6時間の学科、4時間の実技、ワイヤーロープの取扱い4時間
6. 林業架線作業主任者・・・筆記試験に合格すると取得できる。または15日間の講習を受けてから取得することも可能。学科試験（有）
7. 機械集材装置の運転業務に係る特別教育・・・6時間の学科、4時間の実技、ワイヤーロープの取扱い4時間
8. 林内作業車使用集材作業安全教育・・・6時間の学科

※ 平成27年度現在です。（毎年増加傾向にあります）